特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

矢巾町は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の漏えいやその他の事態が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

矢巾町長

公表日

平成30年2月22日

[平成29年5月 様式2]

I 関連情報

1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<u> I 関連情報</u>	
安中町子ども、好産婦及び重度心身障害者医療資給付要綱(平成28年告示第100号)に基づき、医療 費の給付に係る次に掲げる事務を行う。 (アービも医療費の給付に係る実施者証の交付の申請又は変更の届け出の受理、受給資格の審査、受益証の発行。②子ども医療費の給付の申請に係る審査、給付の決定、申請に対する応答 ②システムの名称 果単医療費給付システム 2. 特定個人情報ファイル名 子ども医療費給付情報ファイル 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
世界の概要 対している では、	①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
# 参名書師の発行 ②子ども医療費の給付の申請に係る蓄査、給付の決定、申請に対する応答 「会子とも医療費の給付の申請に係る蓄査、給付の決定、申請に対する応答 「学に個人情報ファイル名 子ども医療費給付情報ファイル名 子ども医療費給付情報ファイル 「会子の根拠 「会子の相別 「会子の相別 「会別の有無 「実施する」 (実施する) (実施しない) (特報の提供に関する条例(平成27年条例第33号)の第3条及び別表第1の2項 「実施する」 (実施しない) (特報服会の根拠) 番号法第19条第14号行散手続に対する特定の個人を認別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき向条第7号に準するものとして定める特定個人情報の提供に関する規則で成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条 「会別に関する規則では27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条 「会別に関する規則では27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条 「会別に関する規則を対している。 (主義) (主義) (主義) (主義) (主義) (主義) (主義) (主義)		
2. 特定個人情報ファイル名 子ども医療費給付情報ファイル 3. 個人番号の利用 番号法第9条第2項 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第33号)の第3条及び別表第1の2項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 [実施する] ②実施する))実施する))実施する))実施する)) 実施する) が 大空 情報照会の根拠・番号法第19条第14号行政手録における6時定の個人を説別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準するものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成2)2年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条 番号法第19条第8号 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 住民課 ②所属長 6. 他の評価実施機関 なし 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 集務先 矢巾町長 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 矢巾町総務課 〒の28・3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割123番地	②事務の概要	給者証の発行
子ども医療費給付情報ファイル 3. 個人番号の利用 番号法第9条第2項 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第33号)の第3条及び 別表第1の2項 4. 情報提供ネットワークンステムによる情報連携 (選択肢〉	③システムの名称	県単医療費給付システム
3. 個人番号の利用 法令上の根拠 番号法第9条第2項 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第33号)の第3条及び別表第1の2項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 3) 未定 6) 未定 6) 未定 6) 未定 7 情報照金の根拠・番号法第19条第14号行政手続における特定の個人を限別するための番号の利用 等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準するものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条 番号法第19条第8号 5. 評価実施機関における担当部署 (1部署 住民課 2所属長 住民課長 住民課長 6. 他の評価実施機関ないでいます。 5. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ま水先 矢巾町長 大巾町長 8. 特定個人情報のアイルの取扱いに関する問合せ 矢巾町総務課 〒028-3092 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割123番地	2. 特定個人情報ファイル:	名
番号法第9条第2項 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第33号)の第3条及び別表第1の2項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施の有無 「実施する] (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない。 3) 未定 (情報照会の根拠・番号法第19条第14号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号行政手続における特定の個人信報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条 番号法第19条第8号 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 住民課 ②所属長 住民課 ②所属長 住民課長 6. 他の評価実施機関 なし 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 矢巾町長 器・特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 矢巾町総務課 〒の28-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割123番地	子ども医療費給付情報ファイル	L Company of the comp
法令上の根拠 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第33号)の第3条及び別表第1の2項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 〈選択肢〉 ①実施の有無 [実施する] (実施する)2 実施しない。3)未定 《情報照会の根拠〉番号法第19条第14号行政手続における記憶での個人を顧別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条番号法第19条第8号 5. 評価実施機関における担当部署 住民課 ②所属長 住民課長 6. 他の評価実施機関なしている理解している。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3. 個人番号の利用	
 ①実施の有無 [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 2) 実施しない 3) 未定 (情報照会の根拠>番号法第19条第14号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則で成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条 番号法第19条第8号 5. 評価実施機関における担当部署 住民課 (住民課長) 6. 他の評価実施機関 なし 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 矢巾町長 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 矢巾町総務課 〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割123番地 	法令上の根拠	矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第33号)の第3条及び
①実施の有無 [実施する] 2) 実施しない 3) 未定 ②法令上の根拠 〈情報照会の根拠〉番号法第19条第14号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条番号法第19条第8号 5. 評価実施機関における担当部署 住民課 ②所属長 住民課長 6. 他の評価実施機関なし なし 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先 矢巾町長 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 矢巾町総務課 〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割123番地	4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
②法令上の根拠等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条 番号法第19条第8号5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長 住民課長住民課長6. 他の評価実施機関 なし住民課長7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 事業 表の事業 集件の表し 集件の表し 集務先矢巾町長8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 事務等 〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割123番地	①実施の有無	[実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
①部署 住民課 ②所属長 住民課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 矢巾町長 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 矢巾町総務課 〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割123番地	②法令上の根拠	等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条
②所属長住民課長6. 他の評価実施機関プ. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先矢巾町長8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先矢巾町総務課 〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割123番地	5. 評価実施機関における	担当部署
6. 他の評価実施機関 なし 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 矢巾町長 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 集絡先 矢巾町総務課 〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割123番地	①部署	住民課
なし 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 矢巾町長 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 矢巾町総務課 〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割123番地	②所属長	住民課長
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 矢巾町長 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 矢巾町総務課 〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割123番地	6. 他の評価実施機関	
請求先矢巾町長8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ矢巾町総務課 〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割123番地	なし	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 失巾町総務課 〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割123番地	7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
失巾町総務課 〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割123番地	請求先	失巾町長
連絡先 〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割123番地	8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
	連絡先	〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割123番地

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成29年12月31日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成29年12月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
友史口		を	を	泛山时初	近山時別に味る武功